厚生労働省

高知労働局

Press Release

高 知 労 働 局 発 表
令和８年 10 月 29 日(木)

【照会先】
高知労働局労働基準部
賃金室長　前田　典子
高知市南金田１番 39 号
電話 088-885-6024

高知県最低賃金の改正について

・高知県最低賃金　　時間額１,０８６円
・効 力 発 生 日　　令和８年１０月２９日

１　高知県最低賃金の時間額を令和８年１０月２９日から１,０８６円に改正

高知労働局（局長 池田　邦彦）は、高知県最低賃金を、本日、令和８年１０月２９日から、時間額１,０８６円（引上げ額６３円、引上率６.１６％）に改正します。

２　高知県最低賃金は、県内すべての労働者と使用者に適用

（1）　高知県最低賃金は、産業や職種にかかわりなく高知県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

（2）　最低賃金の対象となる賃金には、①臨時に支払われる賃金、②1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金、③時間外、休日労働等に対して支払われる割増賃金、④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。

３　最低賃金の改正に対する注意点

高知県最低賃金額の改正により、労働者に支払われる賃金につきましては、本日から、時間額１,０８６円以上の賃金を支払わなければならなくなります。

各事業場におきましては、事業場内の最低賃金額を、今一度、確認していただき、労働者に支払われる賃金につきまして、本日以降は、確実に、改正された高知県最低賃金、時間額１,０８６円以上となりますよう、ご注意ください。

４　中小企業・小規模事業者に対する支援について

中小企業・小規模事業者を支援する施策(別添、リーフレット参照)の周知を積極的に実施します。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	**令和8年度**
最低賃金額	820 円	853円	897円	952円	1,023 円	**1, 086円**
対前年度上昇率	3.54%	4.02%	5.16%	6.13%	7.46%	**6.16%**
対前年度上昇額	28 円	33 円	44 円	55 円	71 円	**63円**